

発 監 第 9 号
平成27年7月21日

北 栄 町 長	松 本 昭 夫	様
北 栄 町 議 会 議 長	井 上 信 一 郎	様
北 栄 町 教 育 委 員 会 委 員 長	福 光 純 一	様
北 栄 町 農 業 委 員 会 会 長	濱 坂 良 男	様

北栄町代表監査委員 音 田 勝 正

北 栄 町 監 査 委 員 津 川 俊 仁

平成27年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 平成27年5月19日（火）、20日（水）
- 2 監査対象 全 課
- 3 監査概要

（1）平成26年度町有施設活用状況について

各課から、状況調書を提出させ、担当課長等から聴取。

（2）指定管理者監査

担当課及び指定管理者から状況調書及び事業報告書、財務諸表等を提出させ、担当課長等並びに管理者から聴取。

4 監査意見

指定管理を受けている3事業者については、適切な事業活動をされており、引き続き、適切な事業運営とよりよい町民サービスを提供していただきたい。
なお、一部改善を要する事項を認めました。

管理内容	中央公民館大栄分館管理運営		
管理者	特定非営利活動法人 まちづくりネット		
指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日	3年間	
	(更新：平成27年4月1日～平成32年3月31日	5年間)	

(1) 指定管理料の精算に伴う返納金の管理について

指定管理料及び使用料等の残金の経理手続きについては、町に返納処理を行い、経営努力に寄らない額を控除した額は、指定管理者が設ける基金に積み立てるための交付金として交付するように規定されている。また、その基金は公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができると規定されている。

この度確認したところによると、

- ①指定管理料の収支計算書で残金の報告はされているが、返納・交付の事務手続きは省略され、直接基金の口座に振替えられていた。
- ②その基金の取り崩された内容は、既存の備品の更新に充てられている。
- ③基金の収支計算書は、町に報告されていなかった。

備品の更新に当たっては、町と協議し実施されているが、果たして現状の事務手続きでよいのであろうか。基本協定書の規定を遵守し行っていただきたい。

基金の取り崩し理由が、事業活動を行うために直接必要とされる備品等を新規に購入・調達するものであれば当然取り崩して支出すべきであるが、無償貸与とされている備品等の更新に伴う購入・調達費用は町が負担すべきであり、安易に基金を取り崩すことのないように慎重に協議していただきたい。

(2) 備品管理について

町は備品の管理に当たっては、指定管理業者が直接取得した物もあることから、備品台帳との照合を定期的に実地で行い、適正な管理を行っていただきたい。本調査の際、備品の管理台帳整備に一部不備（データ処理未完了）が伺えたので、整備のより一層の充実をしていただきたい。

(3) 光熱水費や修繕費の負担について

指定管理契約の際に想定されていない漏水や修繕については、維持管理費としての費用負担をどちらが負うべきなのか、町はその都度協議をして、きちんと対応するべきである。

最後に、町は指定管理事業の報告に当たっては、基金の収支計算書も併せて提出を求め、総合的な評価を行うべきではないでしょうか。

<参考>

北栄町中央公民館大栄分館の管理に関する年度協定書

甲 北栄町

乙 特定非営利活動法人 まちづくりネット

第4章 備品の取り扱い

(備品等)

第16条 甲は、大栄分館に備え付けてある備品等を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等をき損滅失した時は、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は乙の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

5 乙は、甲との協議により、備品等を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

第6章

(指定管理料の精算)

第23条 乙は、当該年度において、当該年度協定に定める委託料の額及び使用料等の額の総額が業務の実施に要した費用の額を超えた場合は甲に返納する。

2 甲は、前項の返納を要する額のうち、経営努力によらない額を控除した額を指定管理者が設ける基金（公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができる基金をいう。）に積み立てるための交付金として交付する。

3 その他期間中途において契約が終了した場合等における返納額は、第18条第2項の実施報告書により算出した額とする。但し、その場合においては前項の規定は適用しない。